



第37回日本臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会
The 37th Annual Meeting of Japan Organization of Clinical Dermatologists

イブニングセミナー2

知って得する日常診療情報

座長

島田 眞路 先生(山梨大学 学長)

佐々木 りか子 先生(梨の花ひふ科 院長)

演者

上田 由紀子 先生

(ニュー上田クリニック 院長、国立スポーツ科学センタースポーツクリニック)

「皮膚科医が知っておくべきアンチドーピング活動」

畑 三恵子 先生

(高野医科クリニック 院長)

「皮膚科医だからできる完治をめざす接触皮膚炎」

日時

令和3年4月24日(土) 18:05～18:55

会場

第2会場【帝国ホテル東京 孔雀の間(南)】

本セミナーはWEBでのライブ配信もおこないます。

視聴方法は学会ホームページ(<https://jocd37.jp/>)をご覧ください。

NOV

▶ 演者 1

皮膚科医が知っておくべきアンチドーピング活動

ニュー上田クリニック, 国立スポーツ科学センタースポーツクリニック 上田 由紀子 先生

スポーツ活動がフェアでクリーンでなければ、みんなで楽しむことはできない。それを守るために始まったアンチドーピング活動は、近年は、全世界、全種目共通の規程(CODE)ができていますので、スポーツに関わる全ての人を知っておく必要がある。それによって、スポーツの価値、アスリートの健康が守られる。アンチドーピングはすべてのカテゴリーの選手に対して適応されるので、本人を教育することに力が入れているが、診療を通して薬を処方する私達医師にとっても大切なルールである。

アンチドーピング規程は毎年1月1日に改定されるので、チェックが必要である。

禁止法国際基準は、世界アンチドーピング機構(WADA)のHPを見ればわかるし、日本アンチドーピング機構(JADA)のHPには日本語で同じ内容が示されている。禁止物質と禁止方法があり、常に禁止される物質と方法、競技会で禁止される物質と方法、特定の競技において禁止される物質に分類される。

ドーピング検査は、競技会での検査のほか、競技会外で抜き打ち検査が行われることもあるので、選手である限りは、常に気をつけなければいけない。最近では、選手の方から、自分はアスリートである、と申し出があることが多いので、医師としてルールを把握しておくことは大切である。

このセミナーでは、皮膚科でよく処方される薬剤について注意点を述べる。

また、治療使用特例(TUE)の取得条件、申請手続きについても説明する。

オリンピックを中心にスポーツがさかんになっていく世の中で、皮膚科医を受診するアスリートをしっかりサポートしていただける参考になれば幸いです。

▶ 演者 2

皮膚科医だからできる完治をめざす接触皮膚炎

高野医科クリニック 畑 三恵子 先生

難治な皮膚炎を治すことが、皮膚科医の小さな楽しみであると感じているのは私だけでしょうか。難治な皮膚炎には、アレルギー性接触皮膚炎例が意外に多い。パッチテストを実施して原因を確認後、指導することで皮膚症状を完治させることができる。ところがせっかくアレルギーの原因を調べてわかって、原因除去ができずに皮膚炎を繰り返していることがある。例えば金属アレルギーがあることがわかって、その皮疹はどの金属接触により症状が出ているのかを考えて指導しないと、原因除去ができない。原因除去ができれば、皮疹を完治させることができる。様々な金属のアレルギー性接触皮膚炎例をお示ししたいと思う。

また重症アトピー性皮膚炎として治療されている症例の中には、シャンプー・石鹸・歯磨き粉が原因で悪化している例が多く、使用するものを変更させるだけで改善することが多い。さらに成人重症例で意外に多いのが下着・靴下などの衣類やゴム製品で悪化している症例である。これらの場合も綿100%製品の着用により完治させることが可能である。

ところで、難治な顔の接触皮膚炎例も多く受診する。可能な限りパッチテストを実施して使用する化粧品指導を行う必要がある。

皮膚科医は「皮膚の匠」だからこそ、ただステロイド外用剤を処方するだけの他科の医師の治療とは違う。少しでも先生方の診療にお役に立てればと思い、当院での原因除去指導方法についてご紹介したいと思う。